

ごみを直接持ち込む方へ・・・

落下防止・飛散防止のお願い

皆さんの家庭や事業所から出る「ごみ」を、直接クリーンセンターなどへ持ち込むときに、特に守っていただきたいルールについてご説明します。
なおルールを守っていただかないときは、職員が直接指導をする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆落下防止・飛散防止の対策をしていないと・・・

道路上やその周辺にごみが散乱して

- ・落下物が原因となる交通事故が発生
- ・搬入道路周辺の住民の方への迷惑になります。



◆クリーンセンターやリサイクルセンターへ「ごみ」を持ち込む場合は必ず守ってください。

【× 悪い例】

シートやネット等で覆う!!
ロープ等で固定する!!

【○ 良い例】

後部をしっかりと縛る!!



注意!!

後部の覆いが緩いことによる落下が多発しています。
特にご注意をお願いします。

- ・ごみが散乱すると、交通事故や周辺の方への迷惑になります。

ごみ分別の徹底をお願いします。

皆さんが出される「ごみ」は、クリーンセンターやリサイクルセンターで処理をしていますが、「ごみ」の種類によってその処理方法が違います。

「燃えるごみ」はクリーンセンターで焼却しますが、ビンや金属類は選別してリサイクルされます。また、リサイクルできない陶磁器類などは破碎して埋立しています。

◆ 焼却炉に混ざり込む『燃えないごみ』

クリーンセンターに集められた燃えるごみは、平成28年度1年間に約1万トンです。これらの生ごみ、紙類、プラスチック類など、さまざまな種類の燃えるごみは、クリーンセンターの焼却炉で燃やされています。

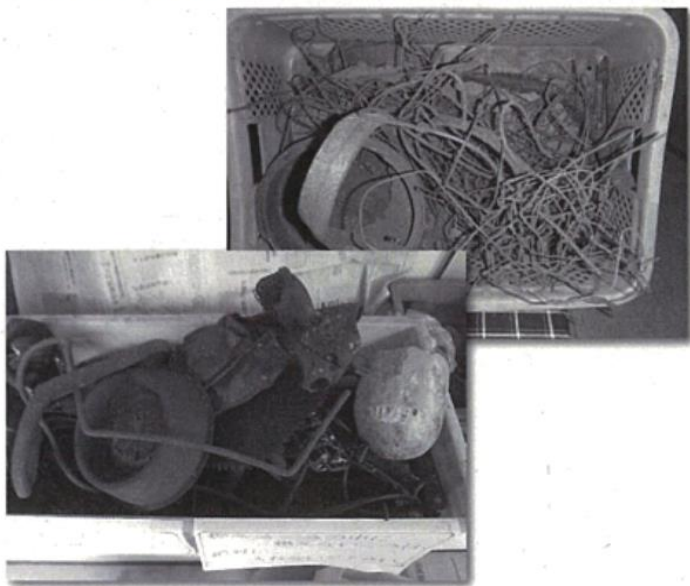
しかし、焼却する燃えるごみの中に「燃えるごみ以外」のものが混入していても、クリーンセンターで搬入者が直接ごみピットに投入したり、ごみ収集で集められた多くの燃えるごみの中から完全に取り除くことは不可能です。

「燃えないごみ」が混入していると焼却炉の中で燃えずに残り、焼却炉のつまりや焼却炉内を傷つけるなど故障の原因となります。

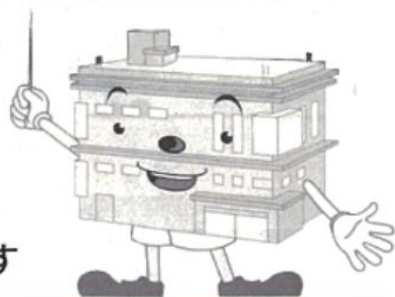
このような焼却炉内の不燃物を取り除くことや、故障による修繕等を行うには多額な費用が掛かります。

ご家庭や事業所でごみをクリーンセンターやリサイクルセンターに直接搬入するときや、ごみ収集専用袋に入れるときには「ごみカレンダー」などを参照してごみの分別やルールについて確認し、今一度、分別の徹底をお願いします。

● 焼却炉内に残ってしまった『燃えないごみ』



不燃物を取り除くことや、故障による修繕等を行うには、焼却炉の運転を停止する必要があり、通常行っているごみ処理に支障をきたします。



皆さまのご協力をよろしく申し上げます